

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの

件（閣条第六号）（衆議院送付）要旨

我が国とルクセンブルクとの間の定期航空路線の開設については、ルクセンブルクから提起された航空協定締結の要望及び近年の我が国とルクセンブルクとの間の経済関係の緊密化を踏まえ交渉を行った結果、二〇二四年（令和六年）六月十一日に東京においてこの協定が署名された。

この協定は、我が国とルクセンブルクとの間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能とすることを目的としており、前文、本文二十二箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書Ⅰ及び附属書Ⅱから成り、その主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国の航空企業は、他方の締約国の領域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。

二、一方の締約国の指定航空企業は、附属書Ⅰに定める路線（以下「特定路線」という。）において、他方の締約国内の地点に着陸して、定期的に両締約国間の貨客の運送を行うことができるとともに、特定路線

上に第三国内の地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の締約国内の地点との間の貨客の運送を行うことができる。

三、特定路線において運営される航空業務（以下「協定業務」という。）を開始するためには、まず、一方の締約国が当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。当該航空企業は、他方の締約国からその法令に従って運営許可を受けた後に、指定航空企業として運航を開始することができる。

四、一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料等について当該他方の締約国の関税等を原則として免除される。

五、両締約国の指定航空企業は、両締約国間の協定業務の運営につき公平かつ均等な機会を与えられる。

六、指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。

七、この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。